

# 川前支所庁舎等整備基本計画

令和4年5月

いわき市

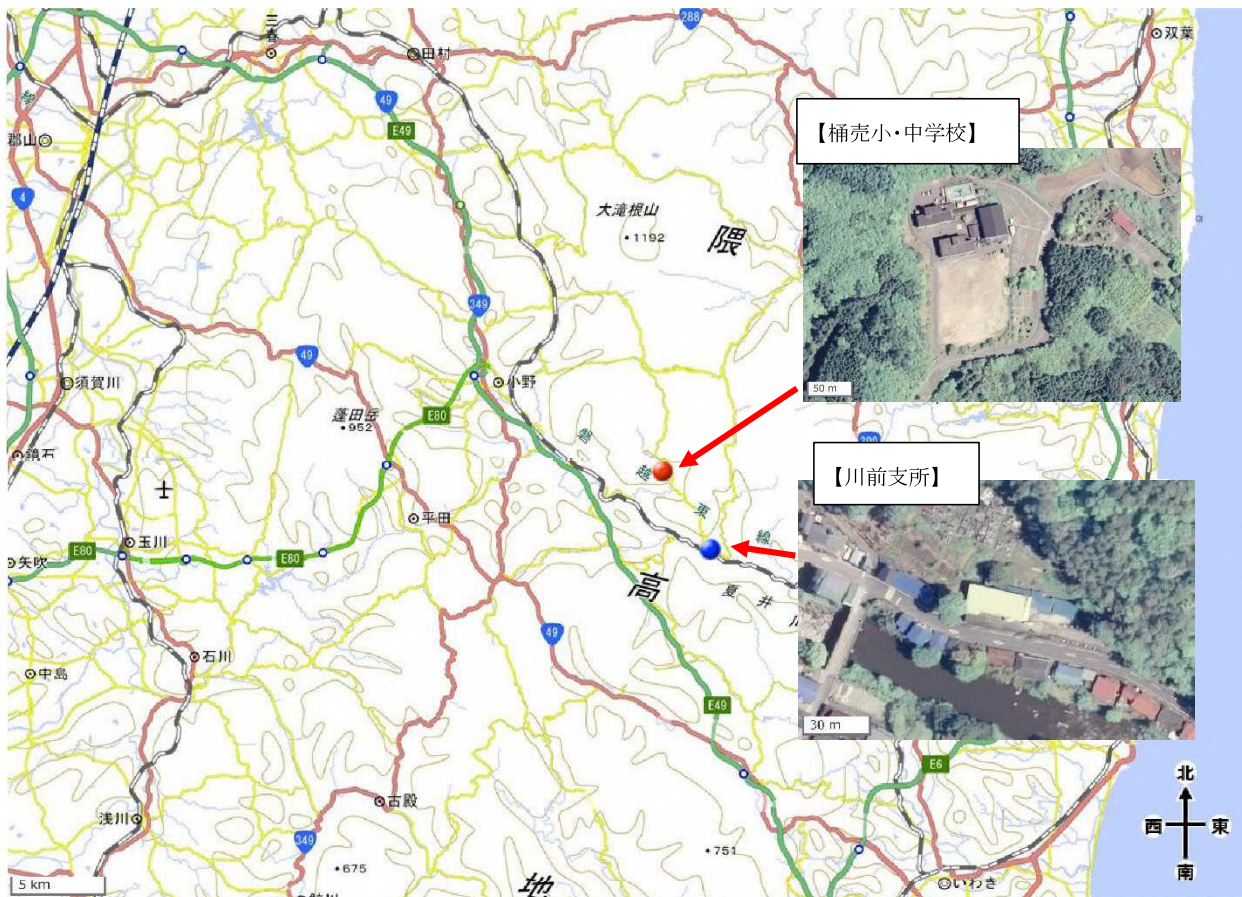
1	計画目的	1
2	施設概要	1
3	関連法規等の制約条件等	2
3.1	建築基準法	2
3.2	消防法	4
4	現況分析及び問題点の抽出	5
4.1	課題の抽出と対応策	5
5	桶売小学校・桶売中学校の整備計画案の検討	10
5.1	導入機能の検討	10
5.2	運用方法の検討	14
6	施設配置の検討	15
6.1	中学校レイアウト	15
6.2	学校レイアウト	18
7	学校敷地の整備計画案の検討	21
8	概算事業費の検討	22
8.1	概算工事費(集計)	22
9	関係機関との協議	23
9.1	学校関係者、支所	23
9.2	川前地区地域総合施設建設促進期成同盟会	24
10	支所整備の工程	25

## 1 計画目的

本計画は、川前支所の桶売中学校への移転の実現に向け、施設機能や規模など、施設整備に向けた基本的な方向性を調査・検討するとともに、桶売小学校及び桶売中学校の配置等を含めた地区の拠点施設として整備し、円滑な移転を図ることを目的とする。

## 2 施設概要

施設名	敷地概要	建物概要	竣工年度
川前支所	所 在：川前町川前字五林 6 用途地域：都市計画区域外	構造：S 造 2F 延床面積：555.37 m <sup>2</sup>	1960
桶売中学校	所 在：川前町下桶売字久保田 96-2 用途地域：都市計画区域外	構造：RC 造 3F 延床面積：1,521 m <sup>2</sup>	1987
桶売小学校	(桶売中学校と同一敷地)	構造：RC 造 3F 延床面積：1,652 m <sup>2</sup>	1988



出典：国土地理院

## 3 関連法規等の制約条件等

桶売中学校の機能を桶売小学校へ移転し、空きスペースに川前支所を移転するにあたり、各種関係法令の適合性については次のとおり

## 3.1 建築基準法

項目	条項	規定	建築物の仕様	判定	
				学校	支所
用途地域 [地域・地区]	法 48 条	所在地:福島県いわき市川前町下桶売久保田 96-2 用途地域:都市計画区域外	学校、支所	適合	
敷地と道路	法 43 条	学校・支所:4.0m	8.0m	適合	
容積率	法 52 条	規制なし	0.67%	—	
建ぺい率	法 53 条	規制なし	0.4%	—	
高さ制限	法 55, 56 条	規制なし	15.72m	—	
日影規制	法 56 条の 2	規制なし	—	—	
道路斜線	法 56 条 1 項 1 法別表第 3	規制なし	—	—	
隣地斜線	法 56 条 1 項 2 号	規制なし	—	—	
大規模木造建築	法 21 条 法 24 条 法 26 条	高さが 13m または軒高 9m 以上の建築物 法 22 条内の木造建築物(200 m <sup>2</sup> )の外壁 延床 1,000 m <sup>2</sup> 越の防火上の区画	RC 造	—	
特殊建築物	法 2 条 2 項 別表第 1	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、 百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、 共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、 危険物の貯蔵場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する 用途に供する部分が、一定の階数又は床面積以上の建築物	学校用途	特殊建築物	
採光	法 28 条 1 項	住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿に類する建築物は、 居室床面積の 1/5～1/10 以上の開口部が必要	学校	適合	
換気	法 28 条 2 項	居室には床面積の 1/20 以上の開口部が必要	居室の開口部:1/20	適合	
天井高さ	令 21 条	居室の天井高は 2.1m 以上必要	居室の天井高:2.70m	適合	
避雷設備	法 33 条 令 129 条の 14 令 2 条 1 項 6 号 令 2 条 2 項	建築物の高さ <sup>※1</sup> 20mをこえる部分を保護するように設ける ※1 建築物の高さ:地盤面 <sup>※2</sup> からの高さ ※2 地盤面:建築物周囲の平均高さ	15.72m	—	
22 条区域	法 22 条	特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、 不燃材料又は大臣が定めたものとしなければならない	コンクリート防水	—	
防火地域	法 61～67 条	防火地域内で階数 3 以上又は延面積が 100 m <sup>2</sup> を超える建築物は耐火建築物とし、 その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない	耐火建築物	適合	
延焼の恐れ	法 2 条 6 号	隣地境界線、道路中心線、同一敷地内の 2 以上の建築物から 1 階 3m、2 階以上 5m 以内の部分		適合	
構造制限	法 27 条 1 項	法別表第 1 の用途に供する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない	耐火建築物	適合	

項目	条項	規定	建築物の仕様	判定	
				学 校	支 所
防火区画	令 112 条 1 項	耐火構造又は準耐火建築物で、延面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるものは、1,500 m <sup>2</sup> 毎に準耐火構造等で区画しなければならない	延面積： 1,569.51 m <sup>2</sup>	適合	
堅穴区画	令 112 条 9 項	準耐火構造で 3 階以上に居室のある建築物は準耐火構造の床・壁又は防火設備で区画しなければならない	3 階建て	適合	
異種用途区画	令 112 条 12 項 令 112 条 13 項	建築物の一部に法 24 条の用途に該当する部分があるものは準耐火構造の壁又は防火設備、法 27 条の用途に該当する部分があるものは準耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画しなければならない	用途：学校	適合	
間仕切壁	令 114 条 2 項	■学校：当該用途部分の間仕切壁を耐火構造とし小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない ■支所：規定なし	用途：学校	適合	—
隔壁の防火措置	令 114 条 3 項	建築面積が 300 m <sup>2</sup> を超える建築物の木造小屋組、小屋裏にけた行 12m ごとに設ける隔壁	RC 造		—
内装制限	法 35 条の 2 令 128 の 4	特殊建築物、大規模建築物、階数 2 階以上の住宅の最上階以外の調理室・浴室、住宅以外の調理室、浴室、ボイラー室等、床面積 50 m <sup>2</sup> 以上の無窓居室は内装仕上を難燃又は準不燃にしなければならない	火気使用室：不燃材料	適合	
階段の寸法	令 23 条 1 項～	■学校：幅 140cm 以上 蹴上 18cm 以下 踏面 26cm 以上 ■支所：幅 120cm 以上 蹴上 20cm 以下 踏面 24cm 以上 ※支所 居室の床面積の合計が 200m <sup>2</sup> をこえる地上階の基準	幅 158cm 蹴上 16cm 踏面 27cm	適合	
踊場の位置	令 24 条	高さ 4m ごとに必要		適合	
階段までの歩行距離	令 120 条 1, 2 項	準耐火構造又は不燃材料の場合 ≤ 50m、 その他の場合 ≤ 30m (内装不燃又は準不燃 60m/採光無窓 40m) 重複距離 25m 以下 (内装不燃又は準不燃 30m)	50m 以下	適合	
2以上の直通階段	令 121 条	■準耐火構造又は不燃材料の場合 避難階の直上階 居室床面積 ≥ 400 m <sup>2</sup> 、 その他の階 居室床面積 ≥ 200 m <sup>2</sup> ■その他の構造の場合 避難階の直上階 居室床面積 ≥ 200 m <sup>2</sup> 、 その他の階 居室床面積 ≥ 100 m <sup>2</sup> (階数が 3 以上の建築物、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物又は採光上の無窓の居室がある階に適用される)	避難階の直上階 居室床面積 ≥ 400 m <sup>2</sup>	適合	
避難階段	令 122 条	5 階以上の階に必要	3 階建て		—
廊下の幅	令 119 条	■中学校 中廊下：2.3m 以上、その他：1.8m 以上 ■支所 居室の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> (地階にあつては、100m <sup>2</sup> ) をこえる階におけるもの	2.31m	適合	
排煙設備	令 126 の 2	■学校 不要 ■支所 特殊建築物で延面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの、階数 3 以上で延面積 500 m <sup>2</sup> を超える建築物、排煙上有効な開口部の面積の合計が居室の床面積 × 1/50 未満の居室、延面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物で、床面積 200 m <sup>2</sup> 以上の居室に必要	煙上有効な開口部の面積の合計が居室の床面積 × 1/50 未満の居室なし	—	適合
非常用照明	令 126 の 4	■学校 不要 ■支所 特殊建築物、階数 3 以上かつ延面積 500 m <sup>2</sup> を超える建築物、延面積 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物、採光無窓居室に必要	延面積： 1,569.51 m <sup>2</sup> 3 階建て	—	不適
非常用進入口	令 126 の 6	階数 3 以上の階で高さ 31m 以下の部分に設置。若しくは、外壁面に窓その他の開口部を当該壁面の長さ 10m 以内ごとに設けている	3 階建て		適合

## 3.2 消防法

項目	条項	規定	建築物仕様	設置の有無	
				学校	支所
防火対象物	令別表第1	別表第1の用途に供する建築物(複合用途(16)イ)	学校、支所	7	15
消火器	令10条の1	■学校(7)、支所(15):延床面積 300㎡以上、3階以上は50㎡以上	床面積 学校: 471.61㎡ 支所: 563.41㎡	適合	
屋内消火栓設備	令11条	■学校(7):1,400㎡以上 ■支所(15):延床面積 2,000㎡以上		不要	
スプリンクラー設備	令12条	■学校(7):、支所(15):不要		不要	
水噴霧消火設備など	令13~18条	駐車場等又は発電室、通信機器室等の電気設備設置室、又は鍛造場、ボイラー室等の多量の火気使用室に設置		不要	
屋外消火栓設	令19条	1階及び2階の床面積合計が9,000㎡以上で設置		不要	
動力消防ポンプ設備	令20条	屋外消火栓設備の設置対象物		不要	
自動火災報知設備	令21条	300㎡以上		適合	
ガス漏れ火災警報設備	令21条の2	地階の床面積 1,000㎡以上		不要	
漏電火災警報器	令22条	500㎡以上 かつ 特定防火対象物用途300㎡以上		不要	
消防機関へ通報する火災報知設備	令23条	電話設置で免除		不要	
非常警報器具又は非常警報設備	令24条の1	収容人数がそれぞれ50人以上 ■学校(7):教職員+生徒数 ■支所(15):従業者+従業者以外3.0㎡ごとに1人		不要	適合
避難器具	令25条	■学校(7):2階以上の階 ■支所(15):3階以上の階		適合	不要
誘導灯及び誘導標識	令26条	すべての防火対象物に設置		適合	不適
消防用水	令27条	敷地面積20,000㎡以上 かつ 1階及び2階の床面積合計 15,000㎡以上		不要	
排煙設備	令28条	別表第1に掲げる防火対象物		不要	
連結散水設備	令28条の2	地階床面積 700㎡以上		不要	
連結送水管	令29条	地階を除く階数 7階以上、地階を除く階数 5階以上 かつ 6,000㎡以上	不要		
非常コンセント設備	令29条の2	地階を除く階数 11階以上	不要		
総合操作盤	則12-1-8	床面積 50,000㎡以上、又は地階を除く階数 15以上 かつ床面積30,000㎡以上	不要		

## 4 現況分析及び問題点の抽出

桶売中学校に支所庁舎を整備する際の問題点を抽出するとともに、学校を複合施設として先進的に整備・運営されている事例や類似施設の調査・分析

### 4.1 課題の抽出と対応策

#### 4.1.1 各種法令への適合

##### (1) 建築基準法、消防法

支所部分については、非常用照明及び誘導標識を以下の基準で設置する必要がある。

###### ① 非常用照明

- a. 水平面照度：直射照明で床面において 10lx 以上
- b. 点灯時間：30 分以上

###### ② 誘導標識

- a. 避難口誘導標識：避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設ける（避難口となる出入口の上部）

##### (2) 構造

###### ①当初の構造計算

S62 年築の建物（新耐震基準）であるが、現在の構造計算プログラムを使用しておらず、当時の基準に基づき手計算により構造計算を行っているため、低減などがなく、構造耐力上の荷重に対する余裕が少ない。

###### ②壁の撤去

耐震壁を撤去する場合、いわき市では耐力を落とす構造変更は認めていないため、当初の構造計算の見直しが必要である。

また、当初の構造計算は現在の基準と異なり、当初構造計算の見直しでは不安が残るため、耐震診断を行うことが最良と考える。

## (3) インフラ

- ・浄化槽については、既存規模（35 人槽）に対し、42 人槽必要であるため、当該施設の改修を行うものとする。

種 別	中学校	小学校	支所	合計
根拠数量	n = 0.20P P : 20 人	n = 0.20P P : 20 人	n = 0.06A A : 563 m <sup>2</sup>	—
必要規模	4 人槽	4 人槽	34 人槽	<b>42 人槽</b>

※ J I S A 3302-2000 参考

- ・受水槽については、既存規模（12m<sup>3</sup>×2 基=24,000 ℓ）に対し、必要規模合計が 2,880 ℓ と過剰な規模となっているため、維持管理費軽減の観点から、当該施設の改修を行うものとする。

種 別	中学校	小学校	支所	合計
根拠数量	32 ℓ/人 使用人数 : 20 人	32 ℓ/人 使用人数 : 20 人	60~100ℓ/人⇒80 ℓ/人 使用人数 : 20 人	—
必要規模	640 ℓ	640 ℓ	1,600 ℓ	<b>2,880 ℓ</b>

※空気調和衛生工学便覧参考。使用人数は想定



## 4.1.2 先行事例調査

小学校、中学校を複合化している事例を以下に整理する。

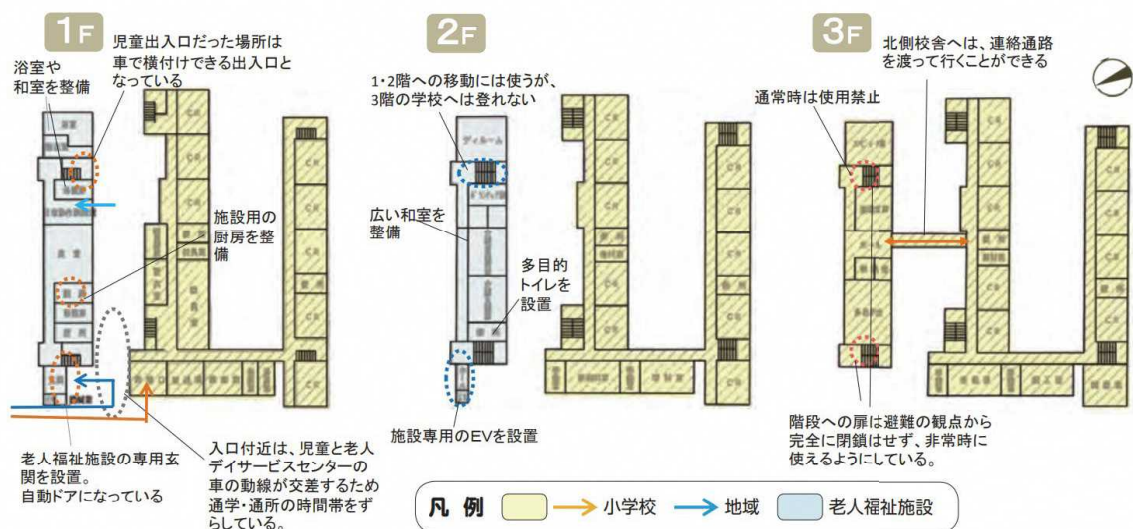
	施設名	複合化施設
1	宇治市立小倉小学校	老人福祉施設
2	吉川市立美南小学校	公民館、高齢者ふれあい広場、子育て支援センター 学童保育室
3	世田谷区立芦花小中学校	保育所
4	志木市立志木小学校	公民館、図書館
5	十日町市立十日町小学校	特別支援学校、発達支援センター、学童保育

事例を見ると、学校施設＋福祉施設、学校施設＋保育施設などが多くみられ、行政施設等の複合化は、全国的にも見ても例が少なかったが、どの施設についても、生徒と利用者の動線分離についての配慮が見られた。

そのため、計画を進めるにあたっては、生徒と利用者の動線を明確に分離し、学校関係者や行政関係者等の利用者へのヒアリングを行いながら要望を満足させ、ソフト・ハードの両面の課題を解決しながら進めていくことが求められる。

## (1) 宇治市立小倉小学校

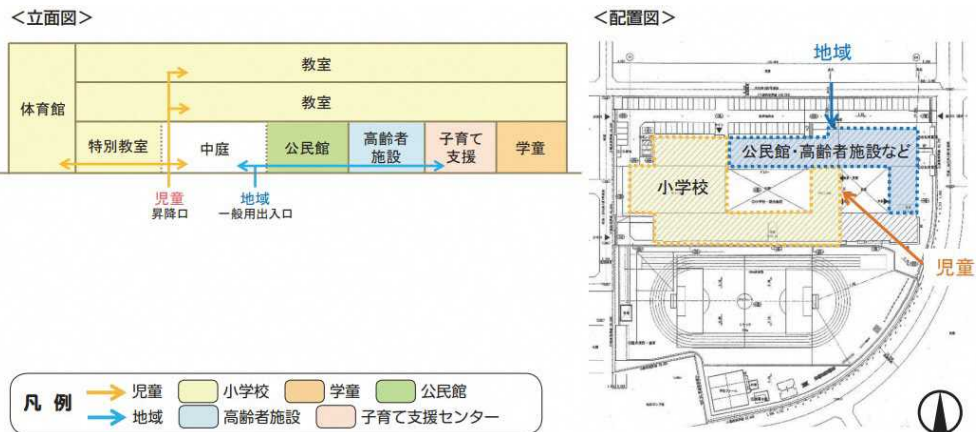
- 学校規模／24 学級 731 名（特別支援学級／2 学級 5 名）
- 複合施設（床面積）／小学校（5,840 m<sup>2</sup>）、高齢者福祉施設（1,024 m<sup>2</sup>）
- 整備時期／平成 7 年
- 構造／RC 造 地上 3 階
- ・ 既存の学校施設に高齢者福祉施設を複合化・改修を行った事例。
- ・ 校門付近では、児童とデイサービスセンターの車両の動線が重なる部分がある。（デイサービスの利用時間を学校の通学時間とずらすなどの対策をとっている。）



出典：文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

(2) 吉川市立美南小学校

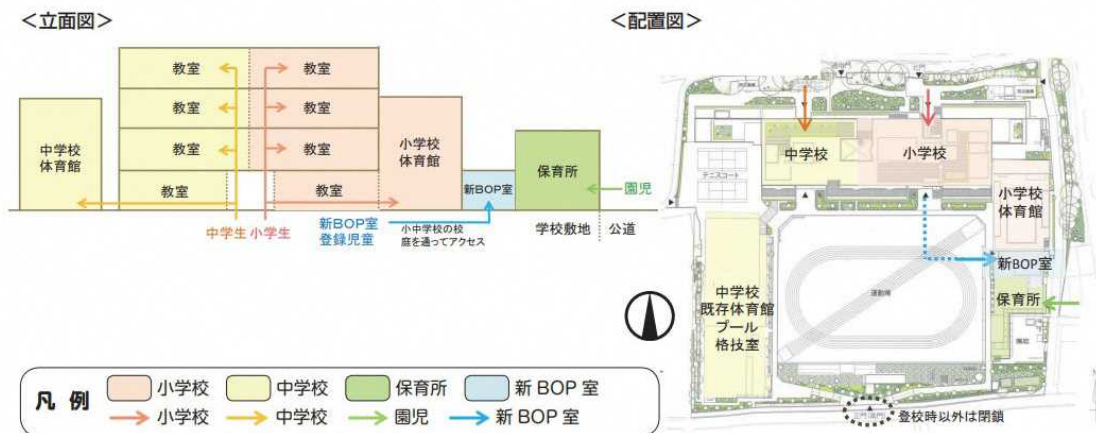
- 学校規模 / 18 学級 527 名（特別支援学級 / 2 学級 5 名）
- 複合施設（床面積） / 小学校（8,134 m<sup>2</sup>）、公民館（299 m<sup>2</sup>）、学童保育室（358 m<sup>2</sup>）  
高齢者デイサービス（182 m<sup>2</sup>）、子育て支援センター（105 m<sup>2</sup>）
- 整備時期 / 平成 24 年
- 構造 / RC 造地上 3 階建て
- ・ 地域のニーズを踏まえ、学校と複数の公共施設を一体的に整備した事例。
- ・ 地域が利用する公民館や高齢者施設等は 1 階に配置するとともに、地域開放する特別教室等の学校施設も 1 階に配置することで、地域と児童の交流を促している。



出典：文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

(3) 世田谷区立芦花小中学校

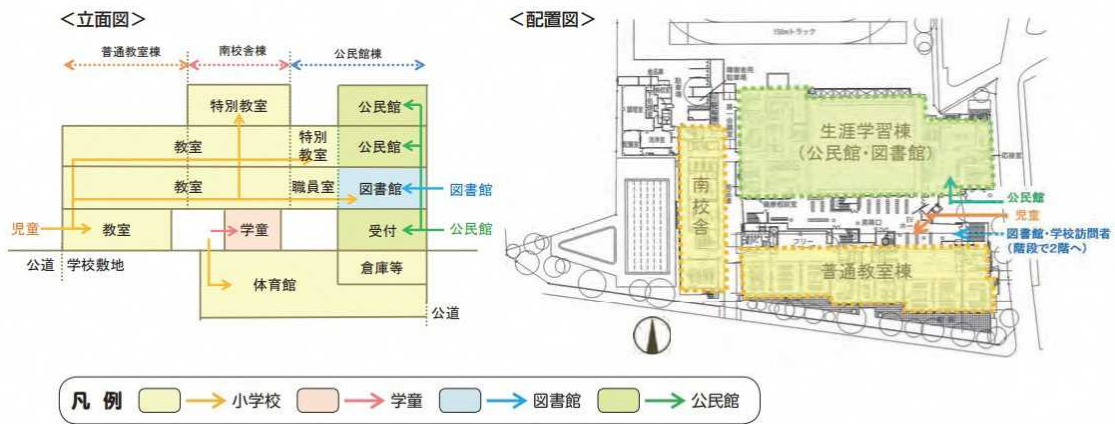
- 小学校規模 / 22 学級 712 名（特別支援学級 / 2 学級 16 名）
- 中学校規模 / 8 学級 268 名（特別支援学級 / 3 学級 20 名）
- 複合施設（床面積） / 小・中学校（21,162 m<sup>2</sup>）、保育所（924 m<sup>2</sup>）
- 整備時期 / 平成 24 年（一部改築）
- 構造 / RC 造地上 4 階
- ・ 保育園と小学校、中学校の複合化により交流活動を創出した事例
- ・ 遊び場と学童クラブを融合した「新 BOP 室」を設け、放課後の体育館や校庭の利用を考慮した配置計画となっている。



出典：文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

(4) 志木市立志木小学校

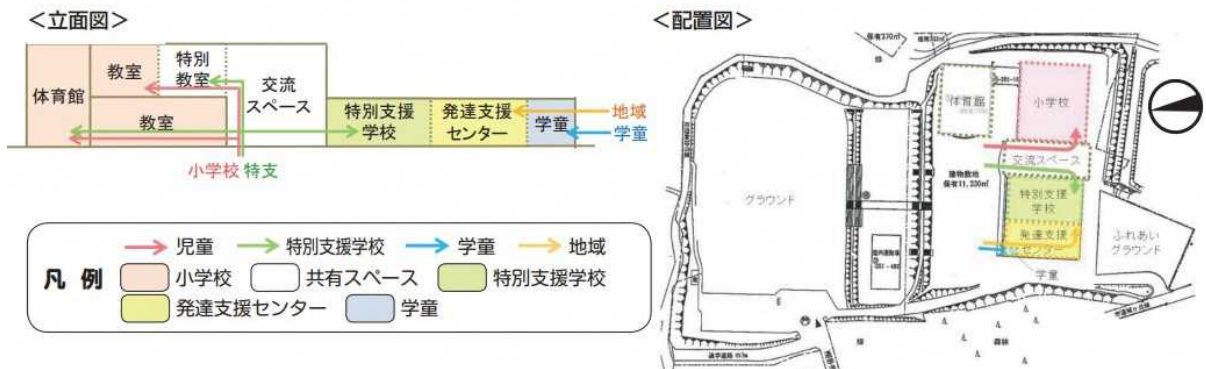
- 学校規模 / 22 学級 677 名 (特別支援学級 2 学級 7 名)
- 複合施設 (床面積) / 小学校 (10,489 ㎡)、公民館 (1,704 ㎡)、図書館 (1,034 ㎡)
- 整備時期 / 平成 15 年
- 構造 / SRC 造地下 2 階地上 4 階
- ・ 公共図書館と小学校を複合化させることで学校の教育活動の促進を図った事例
- ・ 学校と図書館・公民館で棟や入口は違うものの、明確な区分はほとんどなく、図書館などは児童と地域が同じ時間に利用できる計画となっている。



出典：文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

(5) 十日町市立十日町小学校

- 小学校 / 12 学級 291 名 (特別支援学級 / 2 学級 7 名)
- 特別支援学校 / 9 学級 29 名
- 複合施設 (床面積) / 小学校 (4,393 ㎡)、特別支援学校 (1,645 ㎡)
- 発達支援センター (402 ㎡)、学童保育 (77 ㎡)
- 整備時期 / 平成 24 年
- 構造 / RC 造 地上 2 階建て
- ・ 小学校の老朽化に伴い、発達支援センター、学童保育の複合施設として改修した事例。
- ・ 小学校と特別支援学校は明確に分けられているが、交流スペースを挟むことや特別教室を共用することで相互に繋がりを持たせた計画となっている。



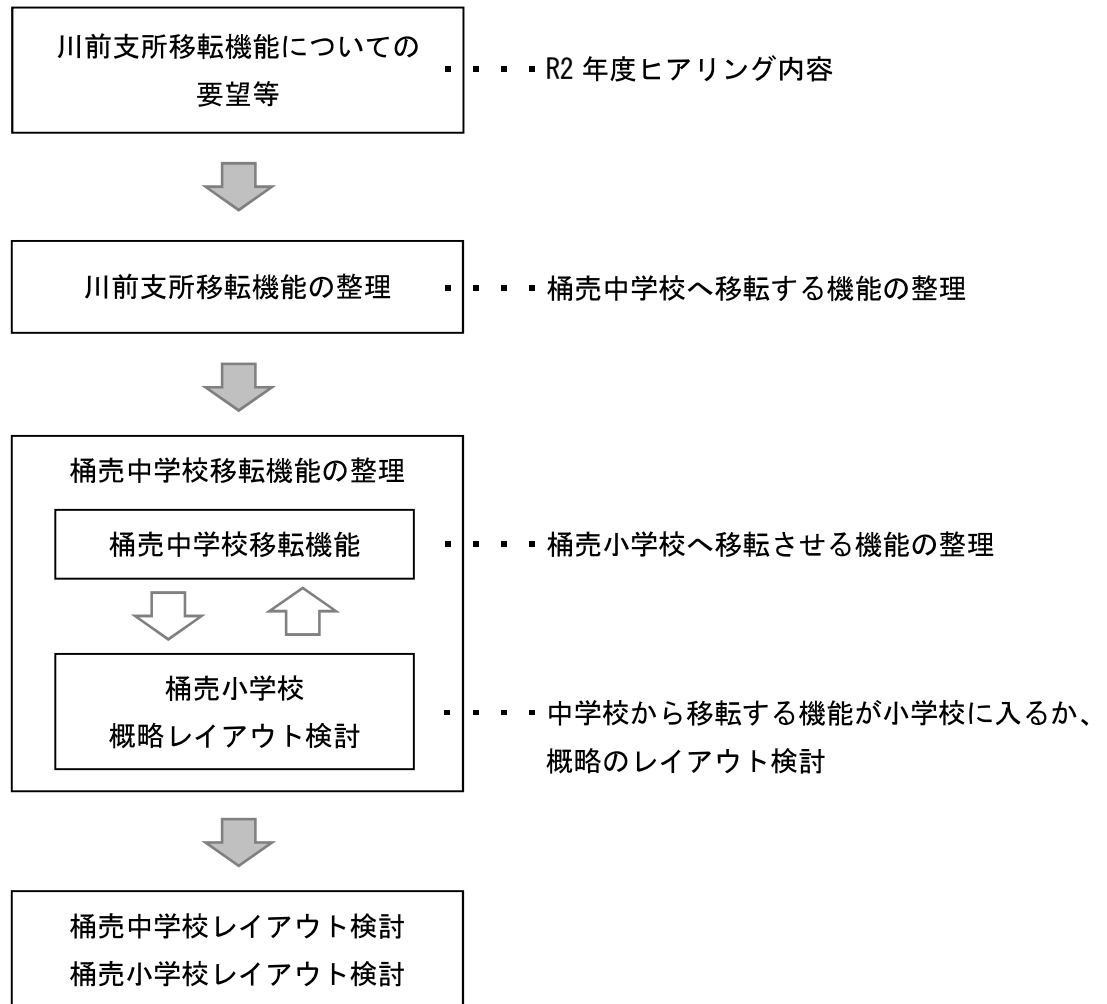
出典：文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

5 桶売小学校・桶売中学校の整備計画案の検討

5.1 導入機能の検討

各施設へ導入する機能について整理する。

5.1.1 検討フロー



## 5.1.2 学校関係者・支所へのヒアリング

## (1) 川前支所について

階数	必要諸室
1階	支所庁舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室（可能な限り広い間取り） （待合スペースを追加する）</li> <li>・会議室（可能な限り広い間取り）</li> <li>・トイレ（多目的トイレ、ストム付対応、おむつ替え台）新設</li> <li>・給湯室（事務室でも可、職員休憩スペース必要）</li> <li>・倉庫（搬出入が用意であることが望ましい）</li> <li>・支所長室</li> </ul>
2階	中学校廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下東端の北面窓に採光を配慮した目隠し設置</li> </ul>
3階	小・中学校特別教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外階段からの入室を基本経路とする。</li> <li>・現音楽室を中学校技術室に用途変更</li> <li>・現理科準備室及び音楽・家庭科準備室を中学校トイレ（男女別）に用途変更</li> <li>・現相談室及び暗室部分を理科・美術・技術科準備室に用途変更</li> </ul>
必要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2階用エレベーター</li> <li>・非常用発電設備（72時間以上）</li> <li>・外階段に雨除け設置</li> <li>・複合化後、既存の浄化槽容量で不足する場合には対応案提示</li> <li>・複合化後、既存のキュービクル容量で不足する場合には対応案提示</li> <li>・必要に応じて消防設備配線やり替え</li> <li>・機械設備（学校機能部分と系統分離、現中学校3階分を除く）</li> <li>・ガスの集中管理を行政・学校機能部分で分離</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能と学校機能の区域を分けるため、うち階段及び外階段を通常時封鎖・非常時通行可とする工夫が必要</li> <li>・各機能は最低限のユニバーサルデザインに配慮</li> </ul>

## (2) 小中学校について

階数	必要諸室
1階	職員室等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現家庭科室を中学校職員室に変更</li> <li>・現家庭科準備室及び放送室を中学校校長室に変更（採光窓新設）</li> <li>・現スタジオを教室として使用するためドア設置</li> <li>・現児童会室をカウンセリング室兼宿直室に用途変更</li> <li>・現倉庫を放送室に用途変更（又は設備を各職員室配置）</li> </ul> ※校長室は一室とする
2階	小学校教室ほか <ul style="list-style-type: none"> <li>・現図書室兼視聴覚室を小中学校共用化（既存パーティションを撤去し本棚を追加）</li> </ul>
3階	中学校教室ほか <ul style="list-style-type: none"> <li>・現便所を男女完全に分離又は入り口だけでも仕切る</li> </ul>
必要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械警備（行政機能部分と系統分離、現中学校3階分を含む）</li> <li>・ガスの集中管理を行政・学校機能部分で分離</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場の南側の運動場の一部に中学校職員駐車場を新設（必要に応じて遊具移設）</li> <li>・可能であれば行政機能利用者と児童・生徒の屋外動線を分離</li> </ul>

## 5.1.3 導入機能

## (1) 桶売中学校

中学校機能（既存機能）		支所機能（追加機能）	
男女更衣室（支所職員用）	1F	事務室（支所長室含む）	1F
男女トイレ	1F・2F	共用ホール(応接コーナー含む)	1F
特別教室・準備室	3F	会議室	2F
		多目的室	1F
		防災備蓄倉庫	1F
		用務員室	1F
		湯沸室（休憩スペース含む）	1F
		多機能トイレ	1F
		エレベーター	各階

## (2) 桶売小学校

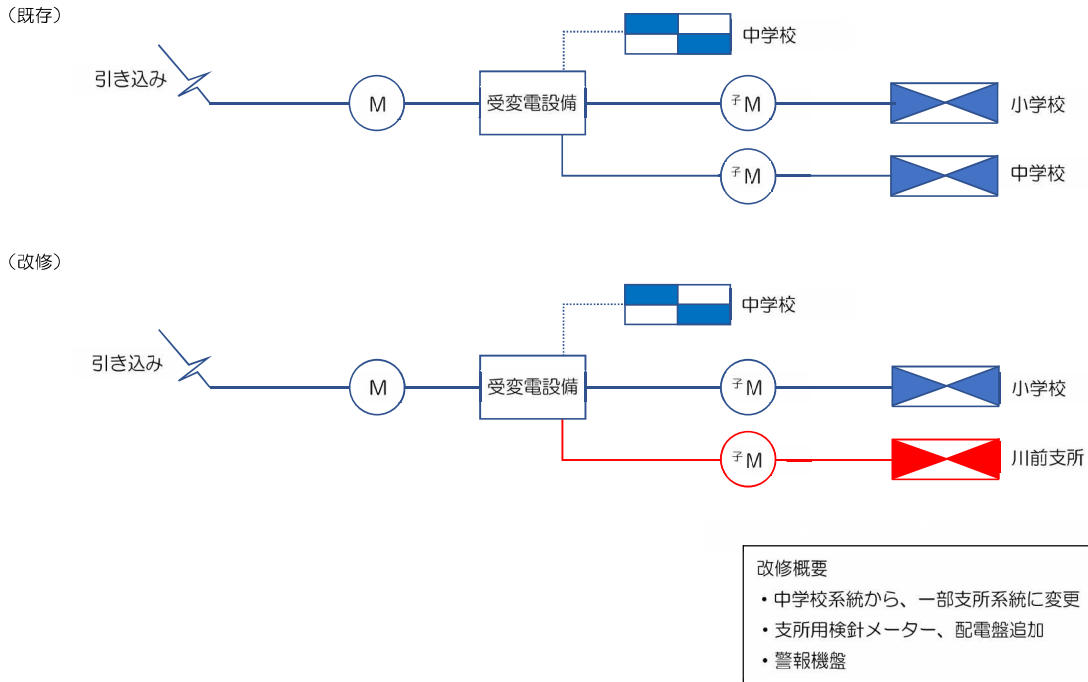
小学校機能（既存機能）		中学校機能（追加機能）	
普通教室	2F	普通教室	3F
特別教室	1F・2F・3F	特別教室（小学校側共同利用）	1F・2F・3F
職員室	1F	職員室（小学校側共同利用）	1F
校長室	1F	校長室（小学校側共同利用）	1F
保健室	1F	保健室（小学校側共同利用）	1F
放送室	1F	学習室	1F
男女トイレ	各階	カウンセリング室兼宿直室	1F
男女更衣室	1F	男女更衣室(小学校側共同利用)	1F

## 5.2 運用方法の検討

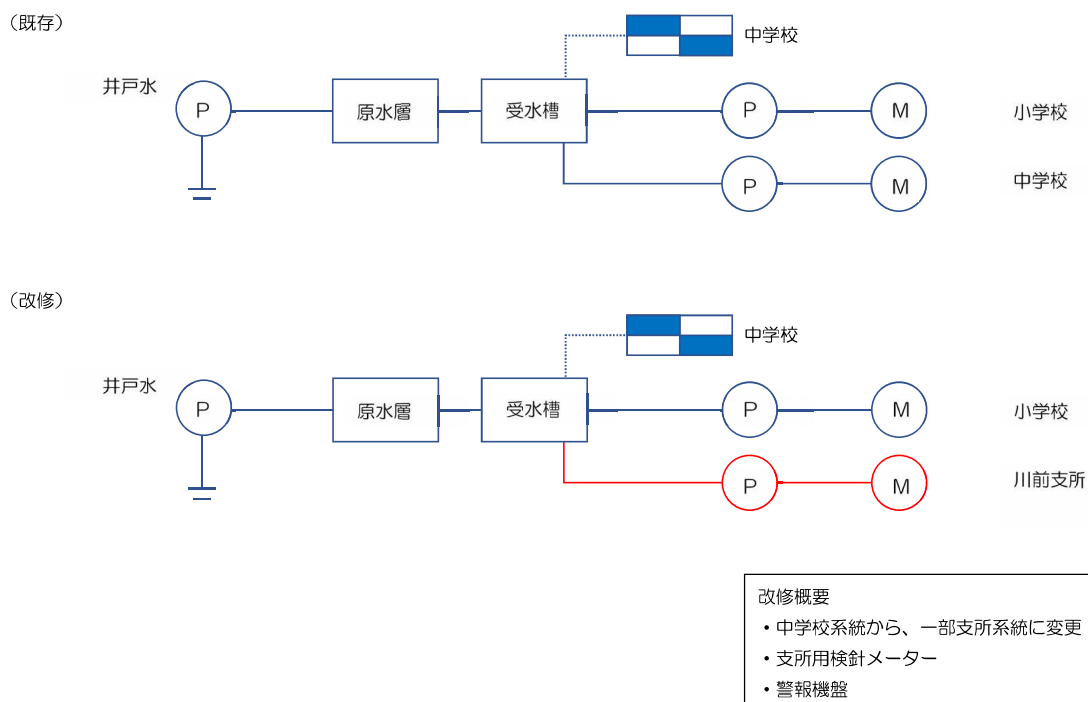
各施設の電気設備、給水設備の運用方法について検討を行った。

なお、警報設備、消火設備については、施設ごとの管理ではなく、建物ごとの管理になるため、該当設備の改修は行わず、中学校側の設備をそのまま支所側で使用することとする。

### 5.2.1 電気設備



### 5.2.2 給水設備





6 施設配置の検討

6.1 中学校レイアウト

6.1.1 レイアウト比較

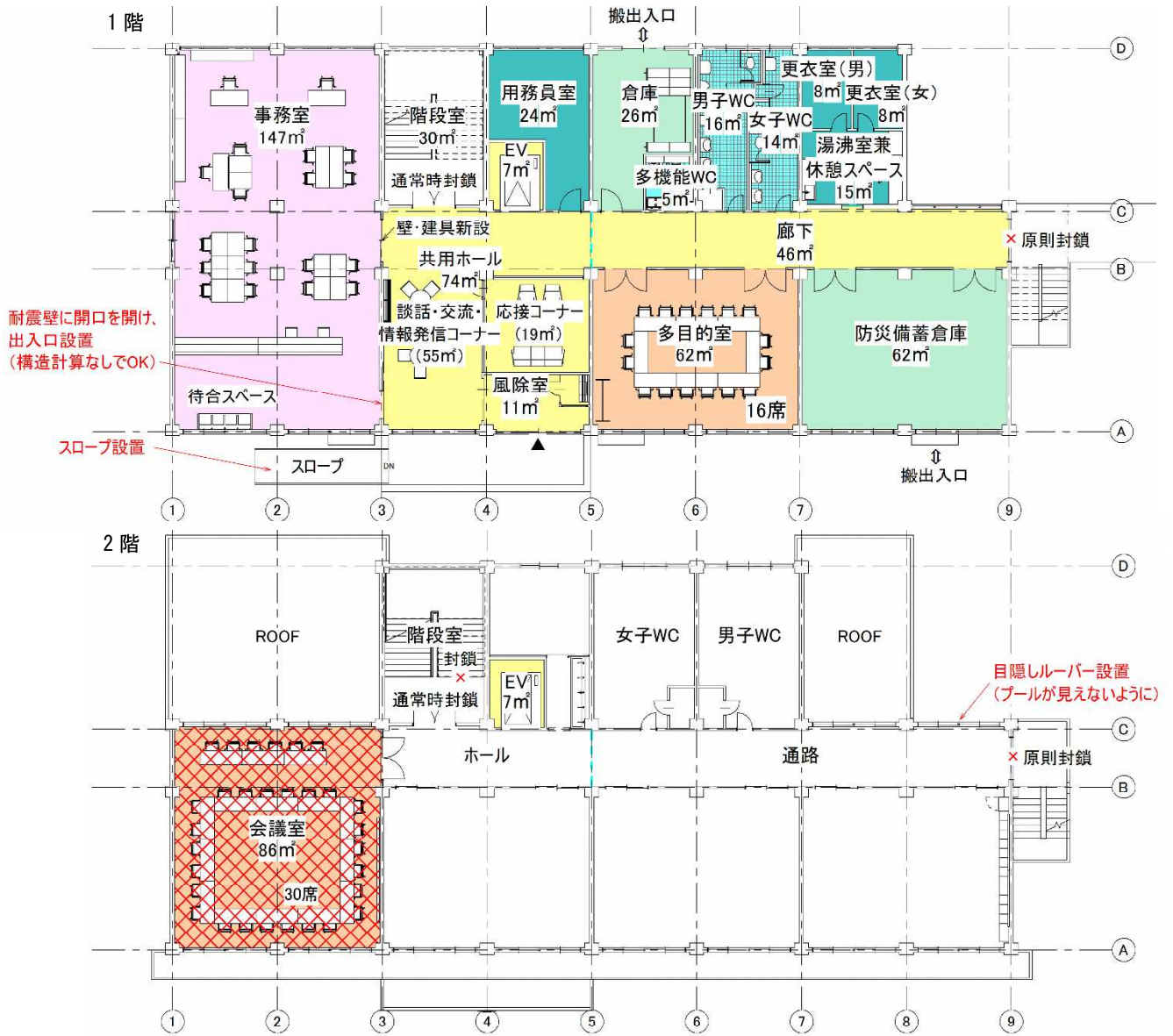
地元協議会からヒアリングを行い、中学校側の川前支所部分について、レイアウト案を複数案作成し検討を行った。

		レイアウト案 ①	レイアウト案 ②	レイアウト案 ③	レイアウト案 ④
概要		廊下の一部を会議室(大)に含めたプラン	会議室(大)を増築して広くしたプラン	耐震壁を撤去・新設し、会議室(大)としたプラン	2階に会議室(大)を配置したプラン
パース					
レイアウト図					
直接 工事 費	建築工事	29,520 千円	44,900 千円	69,920 千円	49,690 千円
	電気設備工事	21,920 千円	22,160 千円	21,928 千円	21,920 千円
	機械設備工事	29,410 千円	29,410 千円	29,410 千円	33,360 千円
	計	80,850 千円	96,470 千円	121,250 千円	104,970 千円
工事工期		3 か月	3 か月	6 か月	6 か月
備考			・会議室(大)の増築が必要有	・耐震壁の移動(撤去・新設)が必要有 (耐震診断、耐震補強設計による検討の必要有 設計費 7,000 千円、作業期間 約 4 か月)	・EV 設置の必要有

検討の結果、EV等の設置により工事費は高くなるものの、会議室の使いやすさを考慮し、レイアウト案④で計画を行う。  
次頁にレイアウト案④について、各階平面図、各階パースを掲載する。

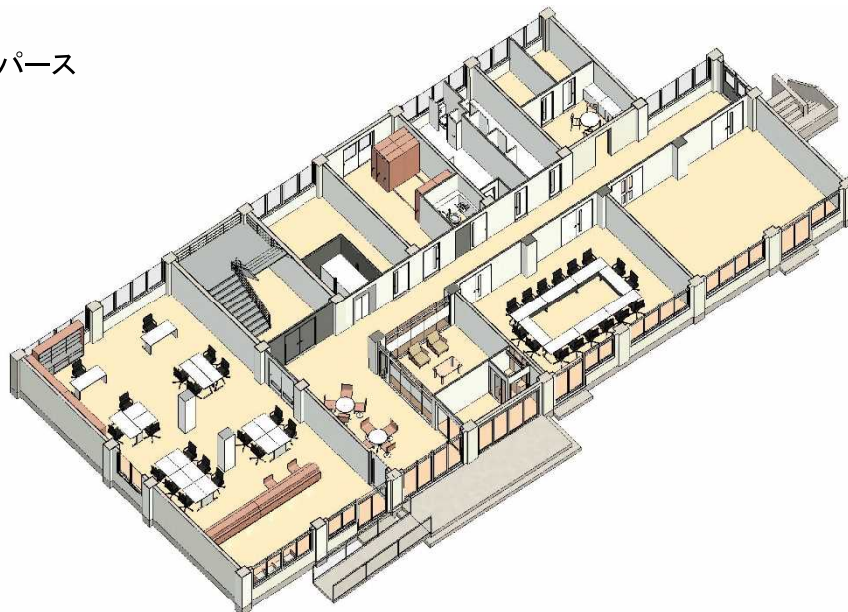
6.1.2 支所レイアウト

(1) 平面プラン(レイアウト案④)

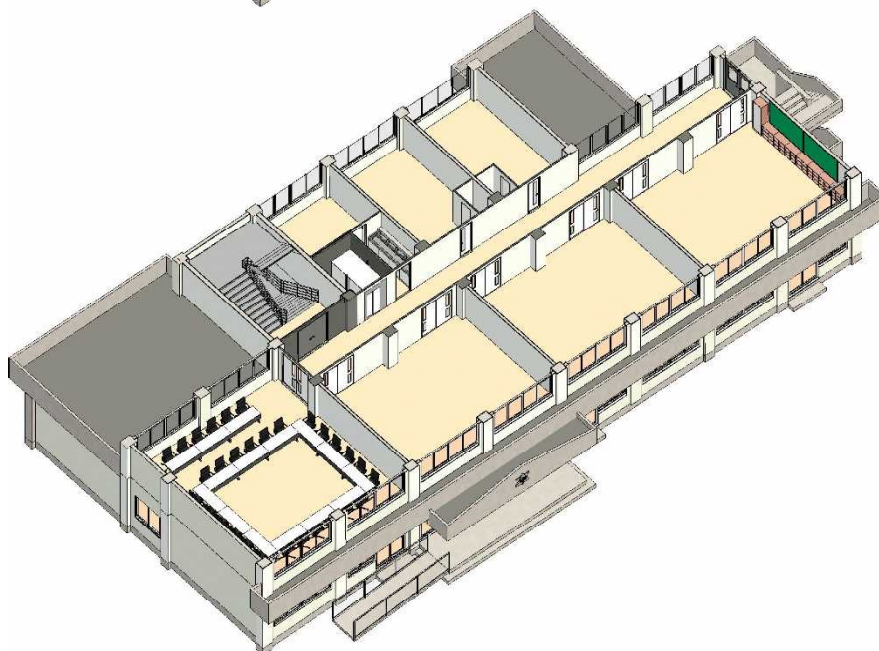


(2) 内観パース

1階



2階



## 6.2 学校レイアウト

### 6.2.1 レイアウト比較

桶売小中学校のレイアウトについて、以下の内容で比較検討を行った。

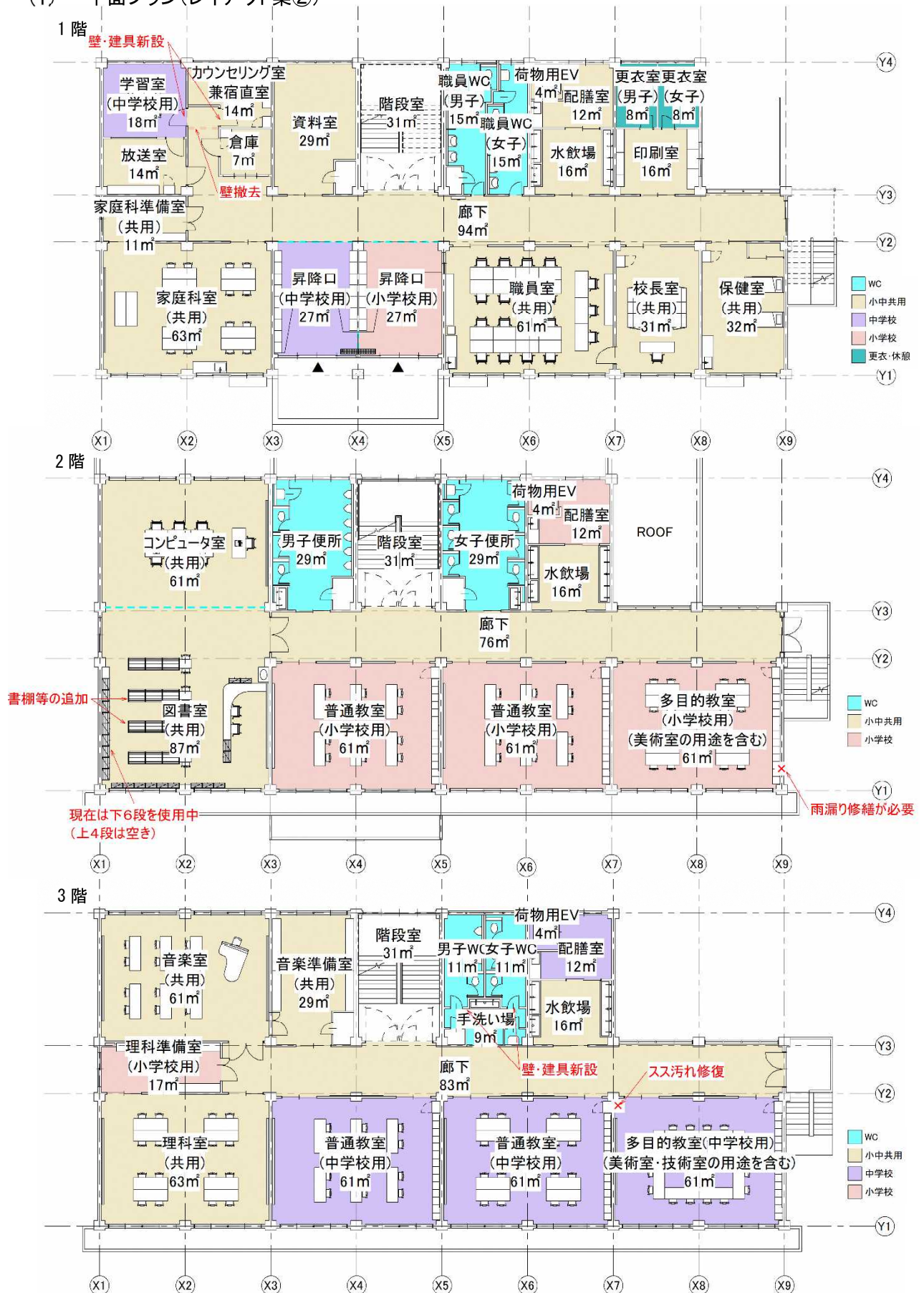
- ・比較案①：中学校 3 階を特別教室として使用する案
- ・比較案②：中学校 3 階を使用しない案

学校のレイアウトについては、児童、生徒たちの移動による負担が軽減できるよう、比較案②で計画を進めることとする。

次ページに採用案を掲載する。

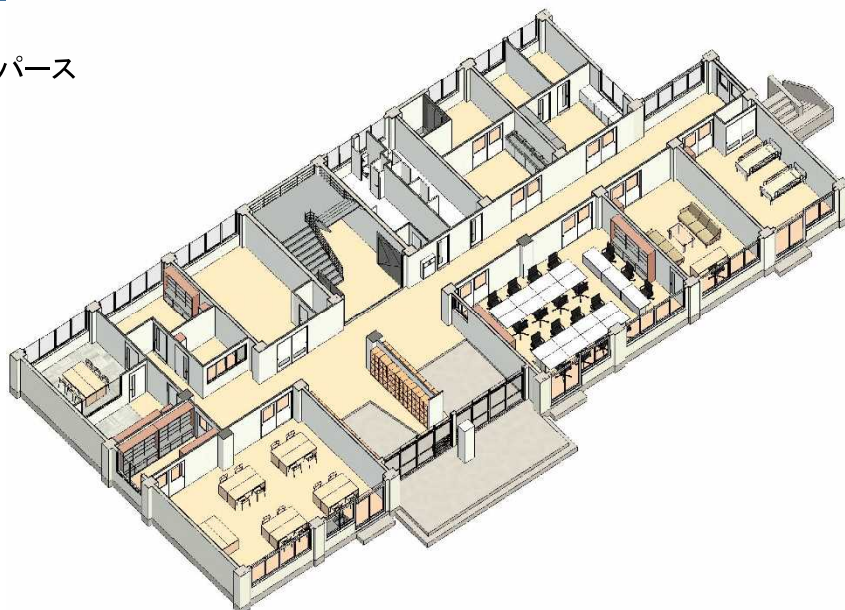
6.2.2 小学校レイアウト(多目的教室兼特別教室として使用する案)

(1) 平面プラン(レイアウト案②)

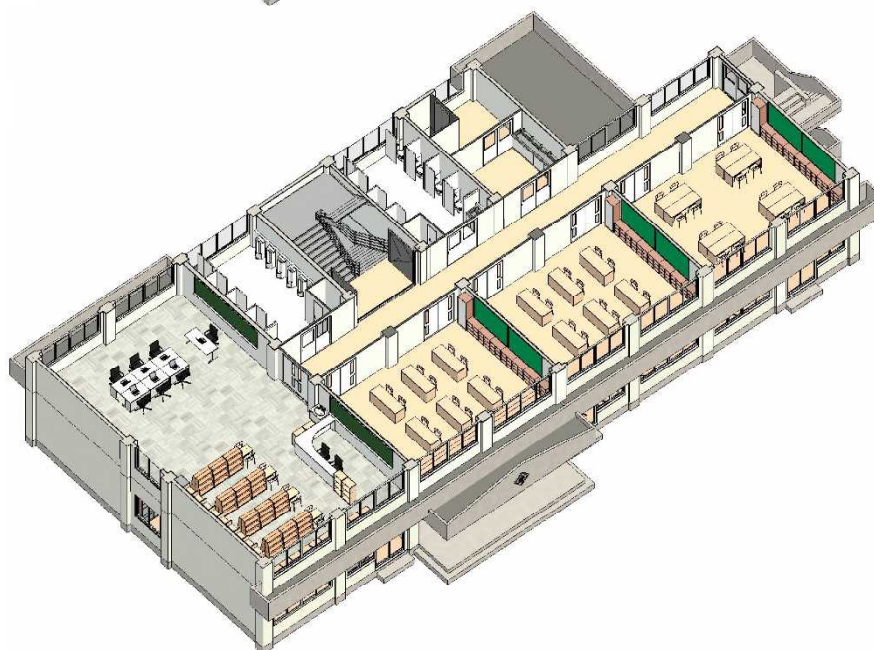


(2) 内観パース

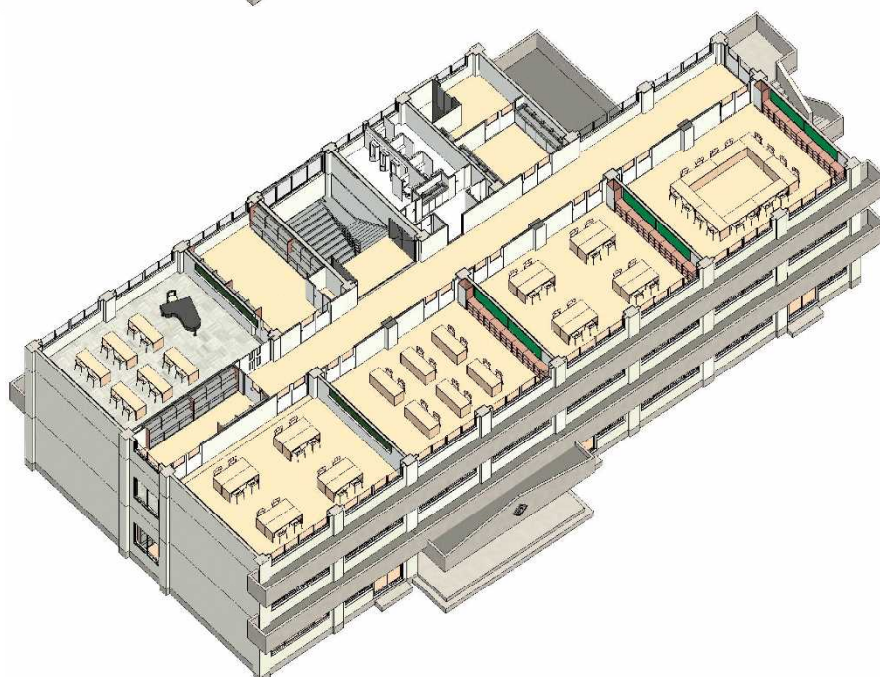
1階



2階



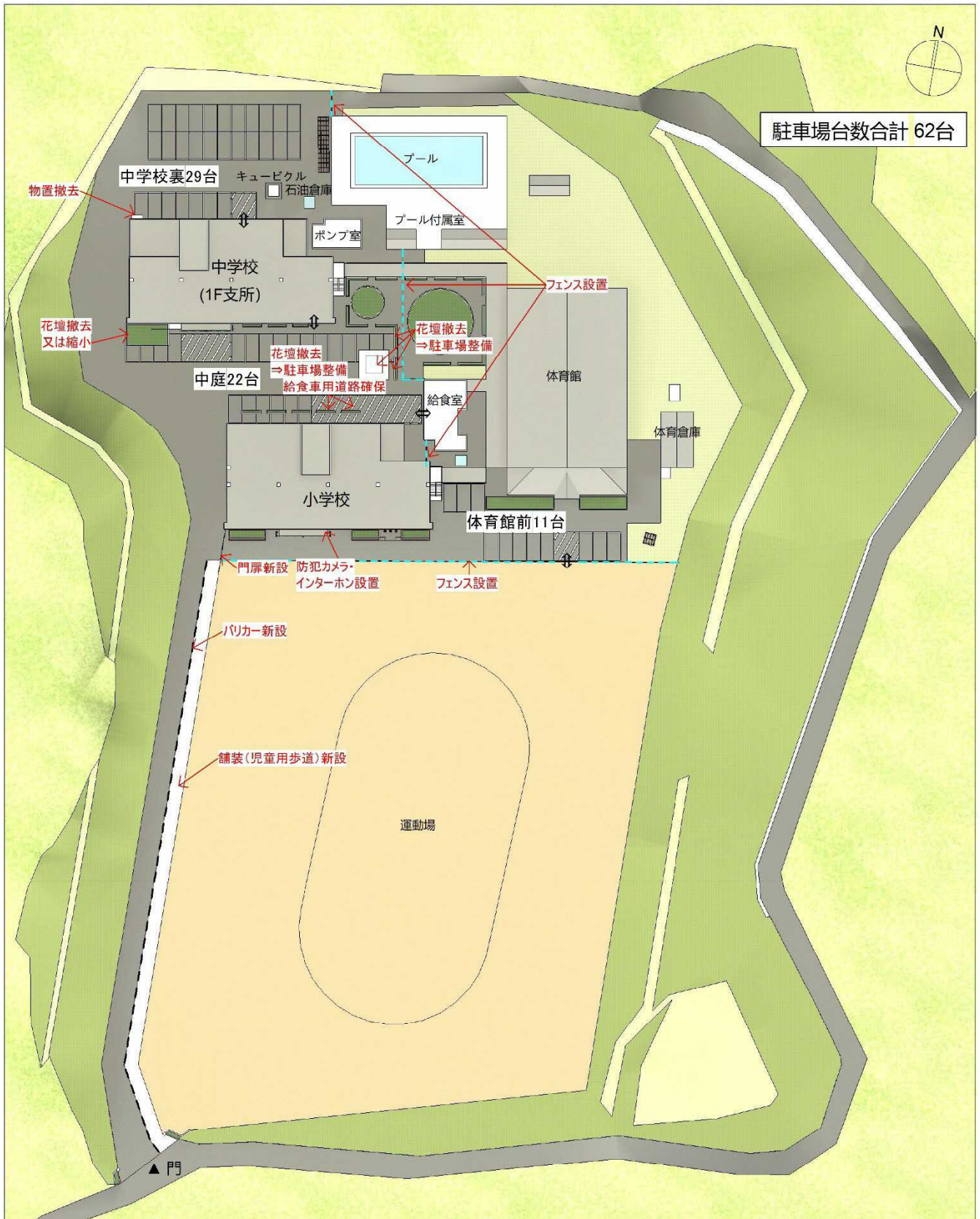
3階



## 7 学校敷地の整備計画案の検討

複合化することで様々な利用者が想定されるため、支所利用者と児童・生徒等学校関係者が互いに安全性を確保しつつ、利便性の高い動線及び駐車場配置について検討を行った。

S=1/1000(A4)



## 8 概算事業費の検討

検討したレイアウトをもとに、概算工事費の算出を行った。

### 8.1 概算工事費(集計)

工種		数量	単位	工事費 (千円)	備考
中学校棟	建築工事	1	式	48,720	
	電気設備工事	1	式	21,920	
	機械設備工事	1	式	31,670	
	小計			102,310	
小学校棟	建築工事	1	式	8,660	
	電気設備工事	1	式	18,270	
	機械設備工事	1	式	1,440	
	小計			28,370	
外構	外構工事	1	式	11,000	
小計				141,680	直接工事費 合計
諸経費		1	式	70,840	直接工事費×0.5
合計				212,520	

※本計算については、過去の支所整備費用やメーカーカタログ、刊行物(建築コスト情報、ライフサイクルコスト)などを参考に行った概算工事費となる。

なお、近年の物価や労務費の上昇を勘案すると、今後の要所において事業費の見直しが必要となる。



## 9 関係機関との協議

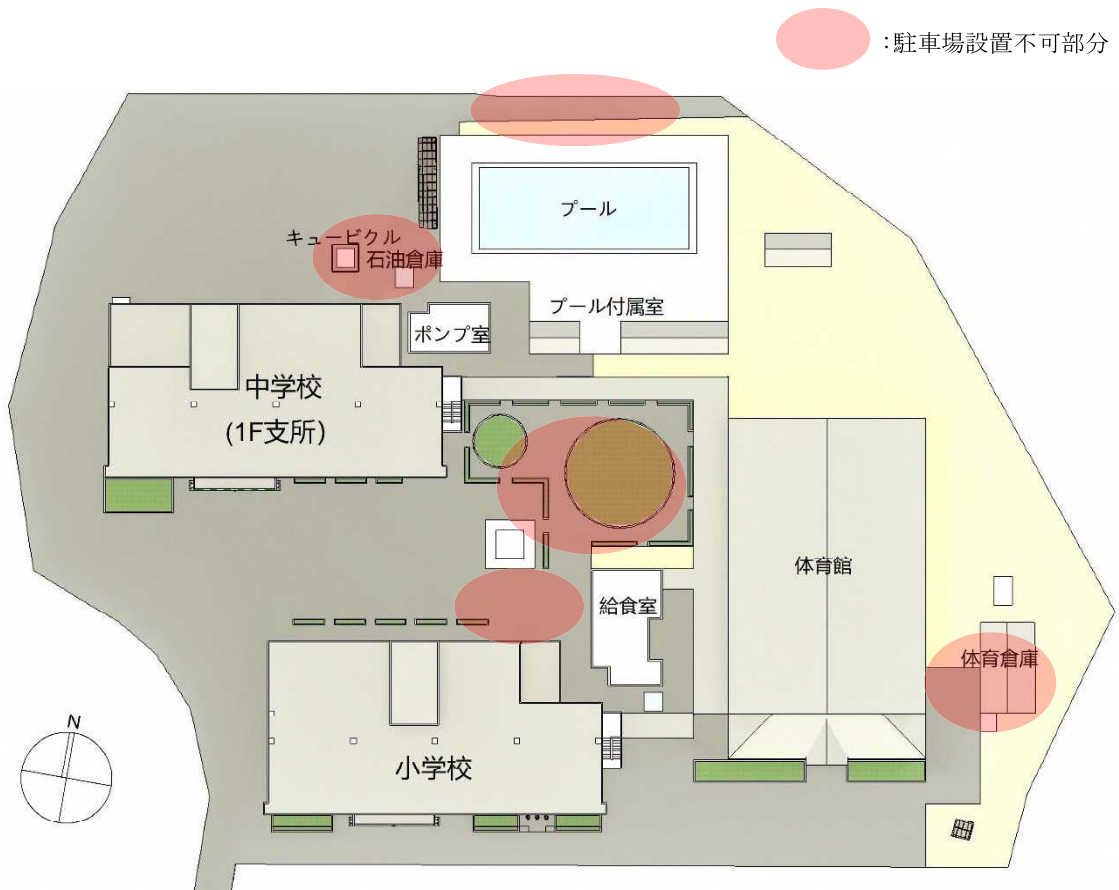
### 9.1 学校関係者、支所

学校関係者、支所から外構整備に関し、要望、利用状況等のヒアリングを行った。  
以下にヒアリング内容を整理する。

- ・駐車台数は、以下の台数を希望する。

	教員	来客	公用車	合計
小学校	13			13
中学校	10	3		13
支所	13	16	5	34
合計	23	19	5	60

- ・会議など、大人数になる際は、縦列駐車などで対応する。
- ・児童の送迎については、小学生は敷地内、中学生は敷地外としている。
- ・駐車場として整備不可な場所は、中庭の記念碑、給食室前面、プール北側高圧線引込位置、体育倉庫や防災備蓄庫の周辺である。(下図参照)



## 9.2 川前地区地域総合施設建設促進期成同盟会

期成同盟会から施設整備に関する要望についてヒアリングを行った。

### 9.2.1 目的

川前支所を中学校に移転するにあたり、利用実態や必要な機能・要望を把握し、施設整備に反映するポイントを整理することを目的として実施。

### 9.2.2 開催概要

	開催日時	開催概要	協議方式
第一回	令和3年4月23日	・令和3年度の取組みについて	説明会方式
第二回	令和3年8月27日	・過年度検討内容の説明及び質疑応答 ・意見については後日確認とする	説明会方式
第三回	令和3年11月19日	・修正プランについて意見交換	WS方式
第四回	令和4年1月12日	・プランを4案提示し、意見交換	WS方式
第五回	令和4年3月22日	・最終案を報告	説明会方式

10 支所整備の工程

